

1 処分を受けた税理士

氏 名： 今村 修

登録番号： 第48521号

2 処分の内容

令和2年1月17日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 故意による不真正税務書類の作成

被処分者は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、開催されていない臨時株主総会において、決算期が5月から3月に変更されたと偽装することによって、4月及び5月に生じた収益を除外し、所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

また、同社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、開催されていない臨時株主総会において、決算期が5月から3月に変更されたと偽装することによって、4月及び5月に生じた課税売上高を除外し、消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。